

# チャンス・チャレンジ・チェンジ



秋田県立支援学校天王みどり学園 加賀谷 勝

## トレタテ、特別支援教育最新情報!

### 1 インクルーシブ教育（差別のない教育）

- ・障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。「障害者の権利に関する条約」
- ・可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ・・・。「障害者基本法」
- ・同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」中教審

#### 「インクルーシブ教育を進める上での課題」

- ①交流及び共同学習の推進→共生社会の形成に向けて、さらに積極的に展開しなければならない。
- ②障害理解教育・多様性尊重教育の推進→全ての学校等で計画し、多様性を認め合う大切さを学ぶ。
- ③合理的配慮の実践例の蓄積→一人一人に必要なとされる配慮であり、各学校での実践力が試される。

### 2 障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

先月、「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政や民間事業者に合理的配慮の提供を求めた。この法律では、①不当な差別的取り扱いと②合理的配慮をしないことが差別になる。

#### 【①不当な差別的取り扱いの例】 ※内閣府事例集より

- 障害を理由に窓口対応を拒否したり、対応の順番を後回しにしたりする
- 障害を理由に説明会やシンポジウムへの出席を拒む
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む



#### 【②合理的配慮の例】 ※合理的配慮を考えるを障害を理解するきっかけにする

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す
- 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる
- 入学試験で時間延長や別室受験を許可する

- ・合理的配慮は、行政機関などには率先した取組を行うべき主体として義務を課す一方で、民間事業者に関しては努力義務を課した上で、対応指針によって自主的な取組を促すこととしている。学校においては、これまで教職員の努力による工夫・配慮とされていたが、これからは条約・法律に位置付けられた障害者の権利となる。本人や保護者の声に耳を傾け、合意形成を図った上で決定・提供される。また、合理的配慮は、「個別の支援計画」に明記し、「個別の指導計画」に活用することが望ましい。

### 3 通級指導教室の利用者、最多の9万人 秋田さきがけ新報より（平成28年4月29日）

- ・昨年度、通級指導教室に在籍しながら、必要に応じて別室などで授業を受ける通級指導の対象者が、前年度から6,520人増加して90,270人で過去最多だった。秋田県では、小学生が455人、中学生が77人であり、内訳は言語障害が175人、学習障害148人、自閉症106人だった。平成30年度からは高等学校でも導入される。
- ・今後、小・中学校では対象者が増えることが予想される。また、県内では中学校の通級指導教室が不足している。担当者が地域の対象者を柔軟に支援できる体制整備と、担当者の専門性の向上を目指した研修会開催や担当者間のネットワークづくりが急務である。

